翼まちづくり協議会

第14回 通常総会

イルミネーション「元気に　あいさつ　翼っ子」

翼秋の園遊会（フラワーアレンジメント）

翼秋の園遊会（お茶会）

日　時　：　令和4年5月10日（火）19:00～
場　所　：　翼ふれあいプラザ

第 14 回　通常総会次第

1 開会のことば

2 会　長　挨　拶

3 議　長　選　出

4 議事録署名人　選　出

5 議　　事

第１号議案　令和　３年度 事業報告について　　P２～４

第２号議案　令和　３年度 収支決算について　　P５～８

第３号議案　地域計画見直し（案）について（別冊）

第４号議案　規約改定（案）について（別冊）

第５号議案　令和４年度　事業計画（案）について　　P９～10

第６号議案　令和４年度　予算（案）について　　P11～12

第７号議案　令和４年度 役職者（案）について　　P13～15

6 新役職者紹介 及び 代表挨拶

7 退任役職者紹介　及び　代表挨拶

8 閉会のことば

第1号議案

令和 3年度　事業報告

1. 事業実施の方針

翼まちづくり協議会は、神明町、豊田町、湯山町の翼地区の人たちが、お互いに協力し合い、防犯・防災体制の構築に向けた取り組みを通して、住民相互のコミュニケーションづくりを行うことにより、翼小学校区の「安全・安心に暮らせるまち 翼」 の実現を目指し、コロナ禍ではあったが、次の事業を実施した。

また、社会教育推進事業として、「翼夏まつり」は中止、形を変えた「翼秋の園遊会」「スポーツ・健康づくり」「翼カラオケ大会」などを通じて、地域住民の交流や地域文化の発展・振興を図った。

2. 事業の実施に関する事項

項　目	実施時期	実施場所	主体団体及び協力団体	参加人数

防犯部会事業

1) 防犯パトロール事業

街頭犯罪、住宅侵入盗等の犯罪を未然に防ぐため、青色回転灯車両(青パト)と徒歩による防犯パトロールを実施した。
児童の青パト乗車体験はコロナ禍で中止した。

① 青色回転灯車両による防犯パトロール	週3回	翼小学区全域	神明町・豊田町町内会 湯山町町内会 飛翔の会・翼もりあげ隊	週3回延べ　436人 児童下校時延べ　24人 深夜延べ　14人
② 徒歩による防犯パトロール	月4回	翼小学区全域	湯山クラブ 翼豊神会	月4回延べ 498人
③ 青パト同乗パトロール体験	コロナ禍で中止	翼小学区全域	翼もりあげ隊 翼小学校	

2) 防犯活動事業

翼小学校の児童と安心おじさん・おばさんで通学路を下校し、交通安全指導や危険個所・不審者に遭遇した時などを学び、感謝の会を開催した。

① 通学路の安全確認	5～6月	翼小学区全域	翼小学校 翼小学校PTA	1年生　118人 指導教員他　24人
② 児童の登下校時安全見守り (防犯カメラ)	年間を通して	翼小学区全域	翼もりあげ隊 事務局	毎月点検管理　12回
③ 赤色回転灯の点灯リレー	年間を通して	翼小学区全域	神明町・豊田町町内会 湯山町内会	役員・理事・班長

3) 防犯力・コミュニケーション向上事業

防犯事業を通じ、コミュニケーションの向上を図るため、交通安全読み聞かせや園児の交通安全教室を行い、保護者と子どもとの交流を図った。
コロナ禍で自転車の安全な乗り方教室は中止した。

① 防犯のぼり旗の設置及び取替	年間を通して	翼小学区全域	神明町・豊田町町内会 湯山町町内会	役員、理事、班長
② こども110番のぼり旗の設置及び取替	4月・11月	翼小学区全域	翼もりあげ隊 事務局	設置場所　41カ所
③ 児童・園児の交通安全指導と防犯読み聞かせ教室	7月 10月 10月	翼小学校 よしいけ保育園 翼幼保園	翼小学校 よしいけ保育園 翼幼保園	園児、児童　471人 指導教員・保護者
④ 自転車の安全な乗り方と整備教室	コロナ禍で中止	翼小運動場 翼ふれあいプラザ	翼小学校 防犯部会	

4) 防犯活動啓発事業

防犯力の向上や防犯意識啓発のため、防犯・交通安全標語の募集、優秀標語は表彰した。
コロナ禍でセルフディフェンス講座は中止した。

① セルフディフェンス講座の開催	コロナ禍で中止	翼小学校	翼小学校 翼小学校PTA	
② 防犯・交通安全標語の募集	7～11月	翼小学区全域	翼小学校 翼小学校PTA	児童　730人

項　目	実施時期	実施場所	主体団体及び協力団体	参加人数

防災部会事業

5)防災訓練推進事業

地域防災力強化のために、地域住民が主体となった防災訓練を計画したが、コロナ禍で総合防災訓練は中止しました。
また、起震車体験、AED訓練、まち協運動会も同様中止としました。

児童の防災体験学習

避難所開設訓練

項　目	実施時期	実施場所	主体団体及び協力団体	参加人数
① 防災訓練 感染症対策を踏まえた避難所開設運営訓練	コロナ禍で中止	翼小学校	防災部会	
② 防災倉庫管理、機材取扱い訓練 防災資機材取扱い訓練 防災倉庫管理点検	訓練 年2回 点検 年2回	湯山公園 吉久伝公園	湯山クラブ 翼豊神会	訓練　14人 機器点検　13人
③ 児童による災害時ライフライン遮断・避難所体験（児童による防災体験学習）	11月～2月	翼小学校	翼小学校 翼小学校PTA	翼小学校6年生120人
④ 起震車体験	コロナ禍で中止	翼小学校	翼夏まつり同時開催 '夏まつり参加者	
⑤ AED訓練	コロナ禍で中止	翼小学校	防災訓練に合わせて実施　防災部会	
⑥ 防災実技講習	コロナ禍で中止	翼ふれあいプラザ	防災部会	

6)翼まち協運動会事業

ケガ人の搬送、テントの設置、犯罪防止などの防災・防犯訓練や、親睦の要素を取り入れた防犯・防災運動会はコロナの感染症拡大防止のため中止した。

項　目	実施時期	実施場所	主体団体及び協力団体	参加人数
① 防犯防災運動会	コロナ禍で中止	翼小運動場	実行委員会 各登録団体	

翼ふれあいプラザ新型コロナ感染症対策

① 来館者には、手指の消毒・検温をおこない、37．5℃以上の人は入館を控えていただく。

② 館内は、会議室の利用人数制限・マスクの着用・窓を開け適度に喚起を行う。

③ 会議室使用後は、机・椅子を除菌ウエットティシュで拭く

④ オゾン発生器を設置し、コロナ菌を殺菌する。

項目	実施時期	実施場所	主体団体及び協力団体	参加人数

文化体育部会事業

7)文化体育事業

地域住民の健康維持増進の為の健康体操、男のための簡単料理として手順も簡単なレシピで、楽しみながら料理を行った。また、高齢化がさらに進むことから認知症予防のコグニサイズ体操を実施した.。中部公園での翼秋の園遊会は、コロナ禍で形を変え翼ふれあいプラザでイルミネーション、大正琴の演奏、お茶会などコロナ対策を行い実施した。

男のレシピ教室

お茶会・イルミネーション

お茶会・イルミネーション

お茶会・イルミネーション

健康体操

認知症予防コグニサイズ体操

カラオケ大会

カラオケ大会

①	健康体操(パワーアップ教室)	年間を通して	翼ふれあいプラザ	健康体操グループ	年20回実施 参加者約 12名／1回
②	男のレシピ教室	10月、11月	いきいき広場	文化体育部会	年2回実施 延べ 29人
③	認知症講座(コグニサイズ体操)	10月	翼ふれあいプラザ	文化体育部会	年1回実施 指導員 1人 住民 19人
④	翼秋の園遊会(お茶会を中心として)(規模縮小の上、イルミネーションと同時開催)	12月	翼ふれあいプラザ	文化体育部会	従事者、住民参加者 300人
⑤	翼イルミネーション (元気に あいさつ 翼さっ子)	12月	翼ふれあいプラザ	飛翔の会・翼小PTA	
⑥	翼夏まつり	コロナ禍で中止	翼小学校	実行委員会 各登録団体 Tぽーと	
⑦	カラオケ教室 カラオケ大会	年間を通して 12月	翼ふれあいプラザ	翼カラオケ愛好会 文化体育部会	年間20回実施 会員 24人参加 大会:住民等 56人参加
⑧	盆踊り教室	コロナ禍で中止	翼ふれあいプラザ	翼盆踊り愛好会	

事務局

8)翼まち協ホームページの管理事業

適宜ホームページを更新し、活動内容など最新情報を発信した。

① ホームページ管理事業	年間を通して	翼ふれあいプラザ	事務局	事務局員 2人

9)公共施設の管理等に関する事業

高浜市翼ふれあいプラザの管理・運営を行った。

① 翼ふれあいプラザの管理・運営	年間を通して	翼ふれあいプラザ	翼まちづくり協議会	施設利用者 17,379 人 施設利用件数 1,090 件

第2号議案

令和3年度　収支決算書

収入の部（単位：円）　　　　令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

科　目	予算額(A)	決算額(B)	差額(A-B)	備　考
1 事業収入				
①複写手数料	3,000	4,150	△ 1,150	コピー複写料
②公共施設の管理等に関する事業	4,591,234	4,591,234	0	高浜市より翼ふれあいプラザ管理受託料
③料理教室参加費	54,000	15,000	39,000	男のレシピ教室参加費
小計	4,648,234	4,610,384	37,850	
2 補助金等収入				
①交付金（市民予算枠事業、地域内分権推進事業）	4,634,000	4,634,000	0	
②社会教育推進事業	554,000	554,000	0	
小計	5,188,000	5,188,000	0	
3 雑収入				
①利息、その他収入	1,000	4,538	△ 3,538	
②町内会賛助金	200,000	200,000	0	
③企業協賛金	105,000	105,000	0	
④お好み券売り上げなど	65,000	6,000	59,000	
小計	371,000	315,538	55,462	
4 繰越金	1,423,776	1,423,776	0	前年度繰越金
収入合計	11,631,010	11,537,698	93,312	

支出は次ページ参照

令和3年度　収支決算書

支出の部（単位：円）　　　　令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

科　　目	予算額(A)	決算額(B)	差額 (A−B)	備　　考
1 事業費				
1）防犯パトロール事業				
①青色回転灯車両による防犯パトロール	690,000	683,373	6,627	従事者謝礼、自動車保険料、燃料費など
②徒歩による防犯パトロール	116,000	115,300	700	帽子等防犯器材、お茶代など
③青パト同乗パトロール体験	6,000		6,000	事業中止　￥6，000-は返還
小計	812,000	798,673	13,327	
2）防犯活動事業				
①通学路の安全確認	40,000	36,765	3,235	指導員謝礼など
②児童の登下校安全見守り防犯カメラ設置	31,000	29,040	1,960	防犯カメラ点検・管理
③赤色回転灯の点灯リレー	20,000	20,130	△ 130	スペア補充
小計	91,000	85,935	5,065	
3）防犯力・コミュニケーション向上事業				
①防犯のぼり旗設置及び取替	80,000	79,860	140	のぼり旗、ポールなど
②こども110番のぼり旗設置及び取替	10,000	8,800	1,200	のぼり旗など
③児童・園児の交通安全指導と防犯読み聞かせ教室	120,000	118,161	1,839	講師料、器材費など　3団体合計（各団体1／3）
④自転車の安全な乗り方と整備教室	10,000	0	10,000	事業中止　￥10，000-は返還
小計	220,000	206,821	13,179	
4）防犯活動啓発事業				
①セルフディフェンス講座の開催	30,000	0	30,000	事業中止　￥30，000-は返還
②防犯・交通安全標語の募集	171,000	168,000	3,000	優秀標語入り鉛筆
小計	201,000	168,000	33,000	
防犯部会事業合計	1,324,000	1,259,429	64,571	
5）防災訓練推進事業				
①防災訓練（総合防災訓練に併せ実施）	183,000	118,992	64,008	事業中止￥56，000-は返還
②防災倉庫管理、機材取扱い訓練	70,000	80,641	△ 10,641	啓発消耗品費、倉庫点検、訓練お茶代、ガソリン代
③児童による災害時ライフライン遮断・避難所体験	50,000	50,000	0	材料費、飲み物など
④起震車体験	9,000	0	9,000	事業中止　￥9，000-は返還
⑤防災実技講習	15,000	0	15,000	事業中止　￥15，000-は返還
小計	327,000	249,633	77,367	
6）翼まち協運動会事業				
①防犯防災運動会	550,000	0	550,000	事業中止　￥550，000-は返還
防災部会事業合計	877,000	249,633	627,367	
7）文化体育事業				
①健康体操（パワーアップ教室）	77,000	74,000	3,000	講師謝礼、資料代
②男のレシピ教室	122,000	38,440	83,560	講師謝礼、施設使用料、材料費
③認知症講座（コグニサイズ体操）	30,000	5,000	25,000	講師謝礼など
④翼秋の園遊会	350,000	334,178	15,822	翼イルミネーション・お茶会に変更して行う
⑤翼イルミネーション	150,000	169,395	△ 19,395	器材、電気工事費
⑥翼夏まつり	648,000	0	648,000	事業中止¥200,000-はプラザ駐車場区画線改修に流用　¥259,000-は返還
⑦カラオケ教室	100,000	98,003	1,997	カラオケ大会用機材借用費、DVD購入費など
⑧盆踊り教室	57,000	0	57,000	事業中止　￥57，000-は返還
文化体育部会事業合計	1,534,000	719,016	814,984	
2 事務局経費				
1）翼まち協ホームページ管理事業				
①翼まち協ホームページ管理・更新	10,000	10,000	0	
2）公共施設の管理等に関する事業				翼夏まつりより¥200,000-流用（プラザ駐車場区画線改修費）
①翼ふれあいプラザ管理・運営	4,591,234	4,791,234	△ 200,000	管理人賃金、消耗品費、施設点検、補修など
3）翼まち協管理費				
①事務局員謝礼	1,750,000	1,688,741	61,259	事務局員、役職者謝礼
②会議費	50,000	40,744	9,256	各部会お茶代、総会経費、資料代など
③備品消耗品費	330,000	281,981	48,019	コピー用紙、広報紙、PC、インク、など
④通信運搬費	35,000	31,474	3,526	発送費、切手代、封書
⑤保険料	35,000	15,873	19,127	活動保険料
小計	2,200,000	2,058,813	141,187	
管理費合計	6,801,234	6,860,047	141,187	
3 予備費	1,094,776	0	1,094,776	
4 返還金	0	992,000	△ 992,000	事業中止のため返還（経理上は令和3年度決算扱い）
5 仮払金	0	0	0	
支出合計	11,631,010	10,080,125	1,550,885	
次年度繰越金	0	1,457,573		

翼まちづくり協議会　備品目録

令和4年3月31日現在

NO	品　　名	数量	備　　考	購入年度	管理・設置場所
1	インバーター発電機	3	ヤマハEF2500i	20.21年度	プラザ.湯山公園.吉久伝公園
2	サークライト5段式	2	SCL－5D	20年度	ふれあいプラザ
3	ニューパイプテント	4	2間×3間	21.22 23年度	ふれあいプラザ
4	レクチャーアンプ	1	ワイヤレスマイク3本付	20年度	ふれあいプラザ
5	電気温水器壁掛け式	1	HPL－144	20年度	ふれあいプラザ
6	カーポート	1	アルミ支柱・ポリカ屋根	20年度	ふれあいプラザ駐車場
7	テレビ	1	パナソニック32インチ	20年度	ふれあいプラザ
8	防災倉庫	2	ヨド物置エルモ　LMC-2922HGL	21年度	湯山公園、吉久伝公園
9	アルミリヤカー	2	S8-A1	21年度	湯山公園、吉久伝公園
10	FK救助工具袋セット	2	台車付タイプ	21年度	湯山公園、吉久伝公園
11	災害用移動ハソリ	1	自主防ロケット型　20．8L	22年度	ふれあいプラザ
12	防災倉庫	1	3650×1850	22年度	ふれあいプラザ
13	独立型太陽光発電システム	2	LED防犯灯8.7W×100V	22年度	翼小学校、高浜中学校
14	大型掲示板	1	木造瓦葺	22年度	ふれあいプラザ
15	手動式井戸ポンプ	2		22年度	神谷統美様、古橋徹様　宅
16	ノートパソコン	1	FUJITSU　FWL－BIBLO	22年度	ふれあいプラザ (翼公民館より移管29年4月1日)
17	プロジェクター 及びスクリーン	1	(エプソンEB-1770W) (イズミRS-100(100インチ))	23年度	ふれあいプラザ
18	デスクトップパソコン	1	デスクトップ型(VAIO SVL24126CJWI) windows 8	24年度	ふれあいプラザ(事務室)
19	ワイヤレスアンプ	1	TOD製	25年度	ふれあいプラザ
20	デスクトップパソコン	1	富士通　windows 7	25年度	ふれあいプラザ(事務室)
21	四方幕	1		26年度	ふれあいプラザ防災倉庫
22	デスクトップパソコン	1	富士通　windows 8.1	26年度	ふれあいプラザ(事務室)
23	AED自動体外式除細動器	1	日本光電　AED-3100	28年度	ふれあいプラザ
24	音響機器(アンプ、スピーカー)	1	KOK1000　Classic Pro	29年度	ふれあいプラザ
25	音響機器(アンプ、スピーカー)	1	TOA KZ-65A　WUT-1820　TC-730AM	30年度	ふれあいプラザ
26	インバーター発電機	2	ヤマハEF2500i	30年度	翼小学校(市防災倉庫)
27	ノートパソコン	1	iiyama IStNXi-15FX062-i7 -KFXM	31年度	ふれあいプラザ
28	大型簡易テント	1	Fungoal　TNT6-BU	31年度	ふれあいプラザ
29	印刷機	1	リコー DD5450	令和2年度	ふれあいプラザ
30	玄関手摺	1		令和2年度	ふれあいプラザ
31	エアクローバー(オゾン発生器)	1	TM-11NE	令和2年度	ふれあいプラザ

(5万円以上の物品計上)

監　査　報　告　書

令和３年度翼まちづくり協議会の事業及び収支決算について、監査を行った結果、関係諸帳簿・収支決算書・預金通帳等、いずれも正確かつ適正に処理されていることを認めます。

令和 ４年 ４月１４日

翼まちづくり協議会

監事　三牧秀和

監事　杉浦圭子

第5号議案

令和 4年度　事業計画(案)

1. 事業実施の方針

翼まちづくり協議会は、神明町、豊田町、湯山町の翼地区の人たちが、お互いに協力し合い、防犯・防災体制の構築に向けた取り組みを通して、住民相互のコミュニケーションづくりを行うことにより、翼小学校区の「安全・安心に暮らせるまち 翼」の実現を目指し、次の事業を実施する。

また、地域内分権推進事業として、「翼夏まつり」をはじめ「翼秋の園遊会」「スポーツ・健康づくり」などを通じて、地域住民の交流や地域文化の発展・振興を図る。

令和４年度は、翼小学校区の地域計画（2009～2022）は、暫定版として発行する。引続き地域計画見直し委員会で検討し、令和５年度に正式版を発行する。

2. 事業の実施に関する事項

項　　目	予定時期	予定場所	主体団体及び協力団体	参加予定数
防犯部会事業				
1)防犯パトロール事業 街頭犯罪、住宅侵入盗等の犯罪を未然に防ぐため、青色回転灯車両(青パト)による防犯パトロールを実施する。児童の青パト乗車体験を通じて、防犯活動や交通安全の呼びかけを行う。				
(1) 青色回転灯車両による防犯パトロール	週3回	翼小学区全域	神明町・豊田町町内会 湯山町町内会 飛翔の会・翼もりあげ隊	週3回延べ　480人 児童下校時延べ 28人 深夜延べ 24人
(2) 徒歩による防犯パトロール	月4回	翼小学区全域	湯山クラブ 翼豊神会	月4回延べ 430人
(3) 青パト同乗パトロール体験	2月	翼小学区全域	翼もりあげ隊 翼小学校	指導教員他 10人 2年生 50人
2)防犯活動事業 翼小学校の児童と安心おじさん・おばさんで通学路を下校し、交通安全指導や危険個所・不審者に遭遇した時などを学び、感謝の会を開催する。又、防犯カメラにより、通学路の安全を見守る。				
(1) 通学路の安全確認	4～5月	翼小学区全域	翼小学校 翼小学校PTA	1年生 107人 指導教員他 21人
(2) 児童の登下校時安全見守り（防犯カメラ）	年間を通して	翼小学区全域	翼もりあげ隊 事務局	毎月点検管理
(3) 赤色回転灯の点灯リレー	年間を通して	翼小学区全域	神明町・豊田町町内会 湯山町町内会	役員、理事,班長
3)防犯力・コミュニケーション向上事業 防犯事業を通じ、コミュニケーションの向上を図るために、交通安全読み聞かせや自転車安全利用講座などを行い、地域住民と子どもとの交流を図る。				
(1) 防犯のぼり旗の設置及び取替	年間を通して	翼小学区全域	神明町・豊田町町内会 湯山町町内会	役員、理事、班長
(2) こども110番のぼり旗の設置及び取替	年間を通して	翼小学区全域	翼もりあげ隊 事務局	設置場所 41カ所
(3) 児童・園児の交通安全指導と防犯読み聞かせ教室	7月 10月 10月	翼小学校 よしいけ保育園 翼幼保園	翼小学校 よしいけ保育園 翼幼保園	園児、児童 600人 指導教員他 20人
(4) 自転車の安全な乗り方教室	8月	事務局 翼もりあげ隊	翼ふれあいプラザ	児童、高齢者
4)防犯活動啓発事業 防犯力の向上を目指した講座の開催や意識啓発事業及び、防犯・交通安全標語の募集を行う。				
(1) セルフディフェンス講座の開催	12月	翼小学校	翼小学校 翼小学校PTA	4年生 120人 指導教員他 10人
(2) 防犯・交通安全標語の募集	7～10月	翼小学区全域	翼小学校 翼小学校PTA	児童 730人

項　　目	予定時期	予定場所	主体団体及び協力団体	参加予定数

防災部会事業

5)防災訓練推進事業

地域防災力強化のために、地域住民が主体となった防災訓練を開催する。
児童による災害等インフラが遮断したことを想定した生活体験を行う。 防犯防災運動会は廃止する。

項目	予定時期	予定場所	主体団体及び協力団体	参加予定数
(1) 総合防災訓練	9月	高浜中学校	防災部会、各登録団体事務局	避難者 約200人
(1) 井戸水検査	9月	翼学区	防災部会	2個所
(2) 防災倉庫管理、機材取扱い訓練 ・防災資機材取扱い訓練 ・防災倉庫管理点検	訓練 年2回 点検 年2回	湯山公園 吉久伝公園	湯山クラブ 翼豊神会	延べ 70人 機器点検 10人
(3) 児童の防災体験学習	1月	翼小学校	翼小学校 翼小学校PTA	6年生 120人 指導教員他 25人
(4) 児童・園児・住民起震車体験	8月	翼小学校	防災部会員	園児、児童、住民 80人
(5) 防災実技講習	8月	翼ふれあいプラザ	防災部会	防災部会 各登録団体 30人

変更点 防犯防災運動会廃止

文化体育部会事業

6)文化体育事業

地域住民のふれあう翼夏まつりや秋の園遊会、健康維持増進の為の健康体操、男のための簡単料理として男のレシピ教室、高齢化がさらに進むことから認知症予防のコグニサイズ体操等を実施する。 新たに街中の美化活動と外国系の住民に対する、日本語まるごと教室を追加する。

項目	予定時期	予定場所	主体団体及び協力団体	参加予定数
(1) 認知症講座(コグニサイズ体操)	7、9、10、11 1、2月	翼ふれあいプラザ	翼もりあげ隊	年6回延べ 180人
(2) 翼秋の園遊会	11月	中部公園	実行委員会	来賓、従事者、住民延べ900人
(3) 翼イルミネーション	12月	ふれあいプラザ周辺	飛翔の会、PTA	住民 200人
(4) カラオケ大会(通信カラオケの導入)	11月	翼ふれあいプラザ	翼カラオケ愛好会 文化体育部会	参加者
(5) 新規 美化活動(ごみ拾い)	10月、3月	プラザ周辺	翼もりあげ隊	会員 19人＋評議員数名
(6) 健康体操(パワーアップ教室)	年間を通して	翼ふれあいプラザ	健康体操グループ	月2回延べ 300人
(7) 男のレシピ教室	6月～3月	いきいき広場	翼もりあげ隊	年6回延べ120人
(8) 翼夏まつり	8月	翼小学校	実行委員会 各登録団体、Tぽーと	実行委員 20人 住民延べ 1,800人
(9) カラオケ教室(通信カラオケの導入)	年間を通して	翼ふれあいプラザ	カラオケ愛好会	会員24人 月3回開催
(10) 盆踊り教室	6月～11月	翼ふれあいプラザ	翼盆踊り愛好会	会員 18人
(11) 新規 日本語まるごと教室	年間を通して	翼ふれあいプラザ	翼もりあげ隊	全72回開催

変更点 1. 美化活動新規追加
2. 日本語まるごと教室新規追加

事務局

7) 翼まち協ホームページ管理事業

項目	予定時期	予定場所	主体団体及び協力団体	参加予定数
① 翼まち協ホームページ管理・広報事業	年間を通して	翼ふれあいプラザ	事務局	事務局員 2人

8)公共施設の管理等に関する事業

項目	予定時期	予定場所	主体団体及び協力団体	参加予定数
① 翼ふれあいプラザの管理・運営	年間を通して	翼ふれあいプラザ	翼まちづくり協議会	施設利用者 20,000人 施設利用件数 1,000件

〔追記〕今年度の事業計画は、新型コロナウイルスの感染状況次第では、事業の延期・中止もありますのでご承知おき下さい。

第6号議案

令和 4年度 予算（案）

収入の部（単位：円）　　　　令和 4年4月1日から令和 5年3月31日まで

科目	令和4年度予算額（A）	令和3年度予算額（B）	昨年比（A−B）	備考
1 事業収入				
①複写手数料	3,000	3,000	0	コピー複写料
②公共施設の管理等に関する事業	4,698,736	4,591,234	107,502	高浜市より翼ふれあいプラザ管理受託料
③料理教室参加費	54,000	54,000	0	男のレシピ教室参加費
小計	4,755,736	4,648,234	107,502	
2 補助金等収入				
①交付金（市民予算枠事業）	4,019,000	4,634,000	△ 615,000	
②地域内分権推進事業	1,466,000	554,000	912,000	
小計	5,485,000	5,188,000	297,000	
3 雑収入				
①利息、その他収入	1,000	1,000	0	
②町内会賛助金	200,000	200,000	0	
③事業所協賛金	110,000	105,000	5,000	
④お好み券売り上げなど	65,000	65,000	0	
小計	376,000	371,000	5,000	
4 繰越金	1,457,573	1,423,776	33,797	前年度繰越金
収入合計	12,074,309	11,631,010	443,299	

支出は次ページ参照

令和 4年度 予算(案)

支出の部(単位:円)　　　　令和 4年4月1日から令和 5年3月31日まで

科　目	令和4年度 予算額(A)	令和3年度 予算額(B)	昨年比 (A−B)	備　考(参考:予算計上の内容)
1 事業費				
1)防犯パトロール事業				
①青色回転灯車両による防犯パトロール	556,000	690,000	△ 134,000	従事者活動費、自動車保険料、燃料費など
②徒歩による防犯パトロール	116,000	116,000	0	事業啓発品、消耗品
③青パト同乗パトロール体験	6,000	6,000	0	防犯啓発品
小計	678,000	812,000	△ 134,000	
2)防犯活動事業				
①通学路の安全確認	40,000	40,000	0	指導員謝礼、事務消耗品
②児童の登下校時安全見守り(防犯カメラ)	31,000	31,000	0	みまもりポール利用料
③赤色回転灯の点灯リレー	20,000	20,000	0	備品補充購入費
小計	91,000	91,000	0	
3)防犯力・コミュニケーション向上事業				
①防犯のぼり旗の設置及び取替	80,000	80,000	0	のぼり旗、ポールなど
②こども110番のぼり旗の設置及び取替	10,000	10,000	0	のぼり旗など
③児童・園児の交通安全指導と防犯読み聞かせ教室	120,000	120,000	0	講師謝礼、器材費など 3団体合計(各団体1/3)
④自転車の安全な乗り方教室	10,000	10,000	0	啓発品、お茶
小計	220,000	220,000	0	
4)防犯活動啓発事業				
①セルフディフェンス講座の開催	30,000	30,000	0	講師謝礼、防犯機材など
②防犯・交通安全標語の募集	200,000	171,000	29,000	優秀標語入りノート
小計	230,000	201,000	29,000	
防犯部会事業合計	1,219,000	1,324,000	△ 105,000	
5)防災訓練推進事業				
①総合防災訓練	203,000	183,000	20,000	非常食、器材、資料、AED訓練、井戸水検査など
②防災倉庫管理、機材取扱い訓練	130,000	70,000	60,000	啓発消耗品費、倉庫点検、訓練お茶代、発電機保守点検費
③児童の防災体験学習	50,000	50,000	0	食糧、啓発品など
④起震車体験	9,000	9,000	0	啓発品、燃料費
⑤防災実技講習	15,000	15,000	0	講師謝礼、資料など
小計	407,000	327,000	80,000	
6)翼まち協運動会事業				
①防犯防災運動会	0	550,000	△ 550,000	事業廃止
防災部会事業合計	407,000	877,000	△ 470,000	
7)文化体育事業				
①認知症講座(コグニサイズ体操)	40,000	30,000	10,000	講師謝礼、お茶代、年6回開催
②翼秋の園遊会	320,000	350,000	△ 30,000	材料費、機材運搬費、出演者謝礼など
③翼イルミネーション	150,000	150,000	0	材料費、電気工事、設営費、標語看板改修費
④カラオケ大会	350,000	0	350,000	レンタル料(通信カラオケ)、資材、消耗品
⑤美化活動	15,000	0	15,000	歩道のごみ拾い、消耗品
⑥健康体操(パワーアップ教室)	77,000	77,000	0	講師謝礼、資料代
⑦男のレシピ教室	122,000	122,000	0	講師謝礼、施設使用料
⑧翼夏まつり	648,000	648,000	0	櫓レンタル、司会者、材料費、燃料代、出演者謝礼など
⑨カラオケ教室	30,000	100,000	△ 70,000	事務消耗品、お茶代など
⑩盆踊り教室	57,000	57,000	0	衣装、飲み物など
⑪日本語まるごと教室	288,000	0	288,000	講師謝礼など
文化体育部会事業合計	2,097,000	1,534,000	563,000	
2 事務局経費				
1)翼まち協ホームページ管理・広報事業				
①翼まち協ホームページ管理・広報	160,000	10,000	150,000	管理費、広報「つばさ」
2)公共施設の管理等に関する事業				
①翼ふれあいプラザ管理・運営	4,698,736	4,591,234	107,502	管理人賃金、通信運搬費、施設点検委託料、事務消耗品
3)翼まち協管理費				
①事務局員謝礼	1,700,000	1,750,000	△ 50,000	事務局員、役職者謝礼
②会議費	30,000	50,000	△ 20,000	消耗品、資料代など
③備品消耗品費	245,000	330,000	△ 85,000	コピー用紙、事務消耗品、インクなど
④通信運搬費	35,000	35,000	0	発送費、切手代、封書
⑤保険料	25,000	35,000	△ 10,000	活動保険料
小計	2,035,000	2,200,000	△ 165,000	
管理費合計	6,893,736	6,801,234	92,502	
3 予備費	1,457,573	1,094,776	362,797	
4 返還金	0	0	0	
5 仮払金	0	0	0	
支出合計	12,074,309	11,631,010	443,299	

第7号議案

令和4年度 役職者（案）

敬称：略

役職		氏名	所属団体
会長		宮田 克弥	翼もりあげ隊
副会長		平井 吉弘	親宝会
		稲生 修一	神明町豊田町町内会
防犯部会	部会長	稲生 修一	神明町豊田町町内会
	副部会長	山本 剛	飛翔の会
防災部会	部会長	平井 吉弘	親宝会
	副部会長	大野 勝美	湯山町町内会
文化体育部会	部会長	横山 英樹	翼もりあげ隊
	副部会長	土居 輝彦	翼盆踊り愛好会

役職名	氏名	所属団体
監事	三牧 秀和	高浜中学校
	杉浦 圭子	翼小学校

事務局

役職名	氏名	所属団体
事務局長	神谷 忠雄	翼もりあげ隊
事務局次長	神谷 巧	翼もりあげ隊
会計	野々山祐司	翼もりあげ隊
事務局員	竹内 一仁	飛翔の会
事務局員	肆矢 恵	湯山町

令和 4年度 構成団体 評議委員定数　　NO. 1

敬称:略

ブロック	登録団体名		評議委員数・氏名		備考
第1ブロック 評議委員 4名	1	神明町・豊田町町内会	3名	野津二美夫	代表者 野津二美夫
				稲生 修一	
				井上 清文	
	2	親宝会	1名	平井 吉弘	
第2ブロック 評議委員 4名	3	湯山町町内会	3名	長坂 竜夫	代表者 長坂 竜夫
				大野 勝美	
				深谷 隆則	
	4	湯山町内 会長OB会	1名	有田 閑	
第3ブロック 評議委員 13名	5	飛翔の会	3名	山本 剛	代表者 山本 剛
				下村 博徳	
				板倉 憲一	
	6	高浜中学校	1名	三枚 秀和	
	7	翼小学校	2名	伊藤 宏	
				杉浦 圭子	
	8	翼小学校 PTA	2名	糟谷 公昭	
				都築 信雄	
	9	Active Kids Project	1名	尾碕あかね	
	10	よしいけ保育園	1名	三宮 美晴	
	11	よしいけ保育園保護者の会	1名	石原 恵理	
	12	翼幼保園	1名	古市 幹子	
	13	翼幼保園保護者の会	1名	尾方美貴子	

令和 4年度 構成団体 評議委員定数　　NO. 2

ブロック	登録団体名		評議委員数・氏名		備考
第4 ブロック 評議委員 18名	14	翼もりあげ隊	7名	宮田　克弥	代表者 宮田　克弥
				横山　英樹	
				神谷　忠雄	
				神谷　　巧	
				野々山祐司	
				グエン タイン トウアン	
				黒川　美克	
	15	翼豊神会	2名	吉田　　誠	
				川角　光子	
	16	湯山クラブ	2名	深谷　清博	
				富崎　ケイ	
	17	健康体操 グループ	1名	馬場チヨ子	
	18	翼カラオケ愛好会	1名	中川　敏雄	
	19	翼盆踊り愛好会	1名	土居　輝彦	
	20	民生委員	1名	宮田　一枝	
	21	ケアハウス湯山安立	1名	吉田　菜美	
	22	養護老人ホーム高浜安立	1名	磯村　卓也	
	23	蔭池デイサービスセンター	1名	鯉江　伸悟	
総　　数	23 団体		39名		

令和3年度 翼まちづくり協議会　協賛事業所一覧表

（50音順・敬称略）

No.	協賛事業所	住　所	TEL
1	愛知県中央信用組合高浜支店	高浜市神明町一丁目7-10	53-6111
2	いづかファミリー歯科	高浜市神明町一丁目2-36	95-0303
3	岡崎信用金庫高浜東支店	高浜市神明町二丁目18-11	52-7911
4	かじかわ歯科	高浜市湯山町六丁目1-18	52-6456
5	きぬうら整形外科・泌尿器科	高浜市神明町八丁目15-2	54-5255
6	キララ歯科	高浜市神明町八丁目13-9	54-5454
7	オウル薬局	高浜市神明町一丁目5-6	54-0251
8	高浜中央調剤薬局	高浜市神明町八丁目14-3	54-5252
9	高浜翼眼科	高浜市神明町八丁目13-8	54-2830
10	㈱谷野宮組	高浜市湯山町三丁目2-8	52-5674
11	たねむら耳鼻咽喉科	高浜市神明町八丁目15-5	54-3434
12	辻こどもクリニック	高浜市神明町一丁目5-1	52-9990
13	つばさクリニック	高浜市神明町八丁目15-1	54-5283
14	㈱ティ・エス・シー（Tぽーと）	高浜市神明町八丁目20-1	52-7400
15	(株)豊田自動織機トヨタL＆Fカンパニー	高浜市豊田町二丁目1-1	53-7007
16	西尾信用金庫高浜支店	高浜市神明町八丁目1-11	52-3211
17	ユヤマデンタルオフィス	高浜市湯山町四丁目1-13	54-0007

ご支援ありがとうございました

思いやり　支え合い　手と手をつなぐ　大家族たかはま

翼小学校　防犯・安全標語優秀作品		
低学年	あやしいな　そんな人とは　ディスタンス	山崎　晃聖
中学年	前を見て!　スマホ見てたら　命とり	吉田　帆那
高学年	帰り道　みんなで帰ろう　危険だよ	谷村　晃生

翼まちづくり協議会

〒444-1305
愛知県高浜市神明町二丁目18番地13
TEL・FAX　(0566) 55-1822
E-mail：　tubasa-1@katch.ne.jp

「安全・安心に暮らせるまち　翼」

翼まちづくり協議会　規約改定（案）について

R 4.5.10
事務局

〔改定理由〕

翼まち協は発足してから１０年経過し、組織体制も安定し、事業内容も幅広くなってきましたので、次世代が柔軟に運営出来るよう規約を見直す。

〔改定の要点〕

第３章　５条　加入団体の種別 ・加入団体の呼称を登録団体・構成団体と両方で表示していたが、構成団体に統一する。 協力団体は協賛団体にする。
第３章　６条　２項　構成団体 ・構成団体は組織の運営上、４ブロックに区割りし、代表者を設ける。
第４章　１１条　代表者 ・組織を運営しやすくするため、代表者を廃止する。 第７章　役職者会 ・まち協の運営上、事務局会議・役職者会・代表者会と三会議体を設け事業を行ってきましたが、会議内容が重複するので代表者会を廃止し、役職者会に統一し、会議の効率化を図って行く。
第４章　第１１条　役職者　４項 ・副会長二人は、防犯・防災部会長どちらかを兼ねるものとなっていたが、防犯・防災・文化体育部会のいずれかの部会長を兼ねるようにする。
第４章　第１２条　実行委員会 ・まち協の大きな事業（夏祭り、園遊会、運動会）は実行委員会を立上げて行って来たので、必要に応じて行う事が出来るよう規約化する。
第５章　総会　２４条　議決　第２６条　議事録 ・自然災害などで、総会開催が困難な場合は、書面を持って議決出来る。　その場合の議事は、評議委員総数の過半数で表決出来る。 ・議事録の署名捺印は、捺印は廃止し署名のみとする。

（３）　宗教活動に利用するものでないこと。
（４）　政治活動に利用するものでないこと。
（５）　暴力団に関係するものでないこと。

２　構成団体として入会しようとするものは、別に定める入会申込書（以下「申込書」という。）を会長に提出し、役職者会の承認を受け、評議委員会に報告しなければならない。

(1)構成団体は組織の運営上、4ブロックに区割りし、代表者を設ける。

（加入団体の資格の喪失）

第７条　加入団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

（１）　加入団体が退会届を会長に提出し､役職者会の承認を受けたとき。この場合において、評議委員会へ報告するものとする。
（２）　団体等が解散したとき。
（３）　除名されたとき。

（退会）

第８条　加入団体は、退会届を会長に提出し、代表者の承認を受けたときは、退会することができる。←第７条（１）と重複するため削除

（除名）

第８条　加入団体が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て除名することができる。

（１）　協議会の名誉を傷つけ、又は協議会の趣旨目的に反する行為をしたとき。
（２）　公の秩序を乱す行為をしたとき。
（３）　その他加入団体として適当でないと認められるとき。

２　前項の規定により除名しようとするときは、その団体等にあらかじめ通知するとともに、除名を議決する総会において弁明の機会を与えなければならない。

第４章　評議委員、役職者等

（評議委員）

第９条　協議会に評議委員を置く。

２　評議委員の定数は、４０人以内とする。

３　評議委員は、別に定める構成団体ごとの定数に基づき、それぞれの構成団体において選出する。この場合において、新たに構成団体として加入する団体の評議委員の定数は、役職者会において加入の承認を行うときに定めるものとする。

（部会）

第１０条　協議会に、防犯部会、防災部会及び文化体育部会を設置する。
2　評議委員は、いずれかの部会に所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の部会に所属することができる。
3　部会は、所掌する事業の企画運営を行う。
（役職）
第１１条　協議会に次の役職を設ける。
（1）　会長　1人
（2）　副会長　2人
（3）　部会長　各1人
（4）　副部会長　各1人
（5）　監事　2人
2　前項第1号から第5号までの役職については、評議委員の中から選出し、総会の承認を得る。
3　監事については、第1項第1号から第4号までの役職又は協議会の事務局員を兼ねることができない。
4　部会長は、副会長が兼ねるものとする。この場合においては、2人の副会長は、いずれかの部会長になるように選出するものとする。
（実行委員会）
第１２条　協議会の事業を実施するため、必要がある場合は、評議委員会の承認を得て、事業ごとに実行委員会を設置することができる。
2　実行委員会は、各構成団体の会員より、委員を選出し構成する。
3　実行委員会には、委員長、副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
4　実行委員会に関する必要な事項は会長が別に定める。
（事務局及び事務局員）
第１３条　協議会に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長、事務局次長、会計及び事務局員を置く。
2　事務局長、事務局次長、会計及び事務局員は、会長が任免し、役職者会の承認を得て評議委員会に報告する。
3　事務局の運営に関する必要事項は、役職者会の議決を経て、会長が別に定める。
（役職）
（職務）
第１４条　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたと

きは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。
3　部会長は、部会の会務を総括し、事業活動の推進に努める。

4　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
5　監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

（任期等）

第１５条　評議委員（第１３条に規定する役職を含む。以下「評議委員等」という。）の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。
2　評議委員を団体役員の中から選出した団体において、当該評議委員が当該団体の役員を任期満了等により辞任したときは、評議委員の任期途中であっても、評議委員の変更を行うことができる。
3　役職者等は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解任）

第１６条　役職に就いている者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

（１）　心身の疾患のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２）　職務上の義務違反その他役職に就くものとしてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により解任しようとするときは、その者にあらかじめ通知するとともに、解任を議決する総会において弁明の機会を与えなければならない。

第５章　総会

（総会の種別）

第１７条　総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第１８条　総会のうち、通常総会は前年度・当年度の評議委員をもって構成し、臨時総会は当年度の評議委員をもって構成する。

（権能）

第１９条　総会は、次の事項について議決する。

（１）　規約の変更

（２）　事業計画及び収支予算

（３）　事業報告及び収支決算

（４）　役職に就く者の選出案の承認又は解任

（５） 加入団体の除名
（６） その他運営に関する重要事項

（開催）

第２０条 通常総会は、毎年１回開催する。

２ 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１） 評議委員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
（２） 評議委員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（招集）

第２１条 総会は、会長が招集する。

２ 会長は、前条第２項各号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３ 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２２条 総会の議長は、その総会において、出席した評議委員の中から選出する。

（定足数）

第２３条 総会は、評議委員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２４条 総会における議決事項は、第２１条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２ 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した評議委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３ 自然災害などで、総会開催が困難な場合は、書面を持って議決出来る。その場合の議事は、評議委員総数の過半数で表決する。

（表決権等）

第２５条 やむを得ない理由のため総会に出席できない評議委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の評議委員を代理人として表決を委任することができる。

２ 前項の規定により表決した評議委員は、第２３条、前条第２項、次条第１項第２号及び第４９条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第２６条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しな

ければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　評議委員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。

第６章　評議委員会

（構成）

第２７条　評議委員会は、評議委員をもって構成する。

（権能）

第２８条　評議委員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第２９条　評議委員会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

（招集）

第３０条　評議委員会は、会長が招集する。

２　評議委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３１条　評議委員会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決）

第３２条　評議委員会における議決事項は、第３０条第２項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　評議委員会の議事は、評議委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　自然災害などで、評議委員会の開催が困難な場合は、書面を持って議決出来る。その場合の議事は、評議委員総数の過半数で表決する。

（表決権等）

第３３条　やむを得ない理由のため評議委員会に出席できない評議委員は、

あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
2　前項の規定により表決した評議委員は、次条第２号の規定の適用については、評議委員会に出席したものとみなす。

（議事録）

第３４条　評議委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　評議委員総数及び出席者数（書面表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。

第７章　役職者会

（構成）

第３５条　役職者会は、役職者（監事は除く）、事務局長、事務局次長、会計をもって構成する。

（権能）

第３６条　役職者会は、この規約に定めるもののほか、次の事項について議決する。

（１）　評議委員会に付議すべき事項

（２）　その他協議会の運営上調整を要する事項

（開催）

第３７条　役職者会は、原則として月１回開催する。

（招集）

第３８条　役職者会は、会長が招集する。

2　役職者会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３９条　役職者会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決）

第４０条　役職者会における議決事項は、第３８条第２項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　役職者会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

（表決権）

第４１条　やむを得ない理由のため役職者会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

第８章　資産及び会計

（資産の構成）

第４２条　協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）　寄付金品

（２）　財産から生じる収入

（３）　事業に伴う収入

（４）　その他の収入

（事業計画及び予算）

第４３条　協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

２　会長は前項に定める事業計画及びこれに伴う収支予算を作成するにあたり、構成団体の意見を聞く場を設けなければならない。

（暫定予算）

第４４条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、役職者会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第４５条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、役職者会の議決を経て評議委員会に報告しなければならない。

（予算の追加及び更正）

第４６条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、役職者会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４７条　協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４８条　協議会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に

終わる。

第９章　規約の変更

（規約の変更）

第４９条　この規約は、総会に出席した評議委員の４分の３以上の議決を経なければ変更できない。

第１０章　雑則

（細則）

第５０条　この規約の施行について必要な細則は、評議委員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、協議会の成立の日から施行する。

（経過措置）（経過措置の内　名簿は省略）

２　協議会の設立当初の登録団体、評議委員及び代表者は、第６条第２項、第９条第３項並びに第１３条第２項及び第３項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

３　協議会の設立当初の代表者等の任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成２１年３月３１日までとする。

４　協議会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４８条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　協議会の設立当初の事業年度は、第４９条の規定にかかわらず、成立の日から平成２１年３月３１日までとする。

附　　　　則

（施行期日）

この規約は、通常総会で承認の日（平成 21 年 5 月 18 日）から施行する。

（施行期日）

この規約は、通常総会で承認の日（平成 24 年 4 月 24 日）から施行する。

（施行期日）

この規約は、通常総会で承認の日（平成 27 年 5 月 19 日）から施行する。

（施行期日）

この規約は、通常総会で承認の日（令和 4 年 5 月〇〇日）から施行する。

暫定版（令和４年度限定）

安全で心豊かな思いやりのあるまちづくり

翼小学校区　地域計画（案）

2023～2032

翼まちづくり協議会

目　次

はじめに

（１）計画策定の目的　・・・・・・　1
（２）計画の位置づけ　・・・・・・　1
（３）計画の構成と期間　・・・・・・　2
（４）策定体制　・・・・・・　2

１．翼小学校区はこんな地域 ～現況と特徴・課題～

（１）翼小学校区の概要　・・・・・・　3
（２）データから見る翼小学校区の姿　・・・・・・　3-6
（３）住民が考える翼小学校区の良い点と弱点　・・・・・・　7-9

２．こんな地域になったらいいね！
～翼小学校区の将来像とまちづくりの基本方針～

（１）翼小学校区の将来像　・・・・・・　10
（２）まちづくりの目標と事業　・・・・・・　10

３．こんな地域にしていこう！
～翼小学校区のまちづくり戦略～

（１）防犯について　・・・・・・　11-12
（２）防災について　・・・・・・　13
（３）文化・体育について　・・・・・・　14

４．こうやって取り組んでいこう！
～まちづくりの推進体制～　・・・・・・　15

５．参考資料

（１）地域計画見直しの歩み　16
（２）地域計画見直し委員会メンバー　・・・　16

はじめに

(1)計画策定の目的

■時代や課題に的確に対応していくために　～計画の見直しへ～

「地域計画」は、毎年度の事業立案や実行の指針として活用していますが、策定から５年余りが経過し、社会環境の変化や地域の課題にも変化が見られるようになりました。

また、平成 27 年４月に「高浜市まちづくり協議会条例」が施行され、まちづくり協議会が公共的団体として認定されました。「みんなのために、みんなで取り組む」「みんなで知恵や力を少しずつ持ち寄る」「想いを共有しながら運営・活動する」ことが、今まで以上に自主的なまちづくりを進めていくうえで大切になってきました。

そこで、時代や課題に的確に対応していくために、また「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える地域にしていくために「地域計画」の見直しを行いました。

■「地域計画」とは

「地域計画」は、地域の課題解決や魅力アップに向けて、地域の皆さんの「こんなまちになったらいいな！」「こんなまちにしていきたい！」といった想いを、小学校区の将来像としてまとめたもので、まちづくりの目標や活動方針、自主的・自立的に取り組む活動内容などを長期的な視点で定めたものです。

■市民が主役のまちづくりをめざして　～「地域計画」の策定～

私たちのまち高浜市では、自治本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、つくっていく」という決意のもと、地域内分権を推進してきました。

地域に身近な課題は地域に住んでいる市民が一番よく知っています。

「地域の課題を、地域の実情にあった、より良い形で解決したい・・・」

「もっと地域の魅力やいいところを活かしたまちづくりを実現したい・・・」

そんな地域の皆さんの想いをかなえていくために、翼まちづくり協議会では平成 20 年 11 月～21 年９月にかけて策定した「翼小学校区 地域計画」を見直しました。

(2)計画の位置づけ

「地域計画」は、高浜市のまちづくりの最高規範である「高浜市自治基本条例（第 18 条）」に位置付けられた計画で、各小学校区の自主的・自立的なまちづくり活動の長期的な指針となるものです。

また、高浜市のまちづくりの設計図である「第７次高浜市総合計画」の「基本構想」にも「地域展望」の項目が設けられ、市政運営にあたっては「地域計画」を“地域の想い”として尊重し、地域の「やりたい！」「こうしたい！」という自主的・自立的な取組みを応援するとともに、地域とともに協働して取り組んでいくことが明記されています。地域計画は今後、翼小学校区のまちづくりを推進していくための指針となるものであり、地域と行政とが協働して実施していくための計画です。

(3)計画の構成と期間

「地域計画」は、地域の将来像とまちづくりの目標・基本方針、まちづくり計画、推進方策で構成します。計画期間は、第7次総合計画との整合をとるため、令和４年度を試行期間とし、令和５年度（2023）から令和１4年度（2032）までの 11 年間とします。ただし、地域を取り巻く状況の変化等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行うことができるものとします。

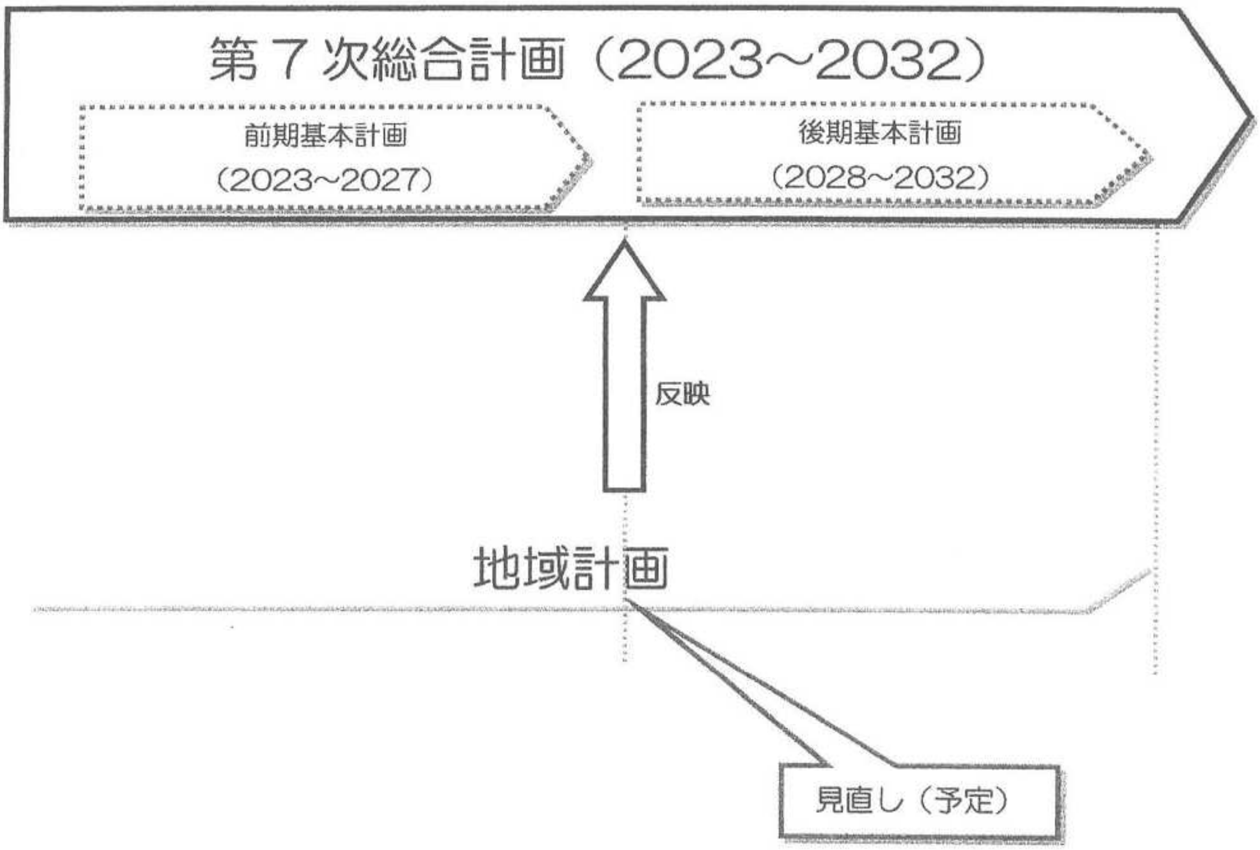

(4)策定体制

「地域計画」は、まちづくり協議会の役員、構成団体の代表者及び特派員（高浜市職員）などで構成する「地域計画見直し委員会」が中心となって、議論を重ね改定案を作りました。各部会・評議委員会での協議など、地域住民との情報共有・意見収集を積み重ねながらまとめあげ、まちづくり協議会第 14 回通常総会にて承認されました。

１．翼小学校区はこんな地域 ～現況と特徴・課題～

（１）翼小学校区の概要

翼小学校区は、本市の北東部に位置し、土地区画整理事業によりニュータウンとして開発された地域で、平成１４年４月に翼小学校が建設されるとともに、地区の中央部に新しい沿道型の商業地が形成されています。

（２）データから見る翼小学校区の姿

■基礎データ（令和３年４月現在）

①人口	10,290 人
年少人口（14 歳以下）	1,731 人（16.8%）
生産年齢人口（15~64 歳）	6,906 人（67.1%）
老年人口（65 歳以上）	1,653 人（16.1%）
②世帯数	4,376 世帯
平均世帯人員	2.35 人／世帯
③面積	2.17km^2
市街化区域面積	2.10km^2

■主要施設

翼ふれあいプラザ 女性文化センター、翼児童センター 高浜中学校、翼小学校、翼幼保園 よしいけ保育園、中部公園 神明公園、高取児童遊園 吉久伝公園、湯山公園、後世山公園 高浜豊田病院、 シルバー人材センター

■人口

人口 10,290 人（令和３年４月１日現在）で、市内では３番目の規模です。

人口増加は（対平成２７年4月１日）７69 人で、５校区の中で最も高くなっています。

校区における６５歳以上の人口比率（16.1%）は5校区の中で最も低く、１４歳以下の人口比率（16.8%）は5校区の中で最も高くなっています。

■土地利用

令和３年度現在、市街化区域面積の割合が 96.8%で、５校区の中で最も高くなっています。市街地は、沿道型の商業地からなる商業系地域、旧住宅地と新住宅地からなる住居系地域、大手企業からなる工業系地域からなっています。

■交通

交通条件は、名鉄三河線の鉄道駅がない地区で、東西交通として本市の中心地区と結ぶ市道三高駅東線が通るとともに、地区の外周を国道 419 号、県道・岡崎半田線が通っています。南北交通としては、県道碧南高浜環状線が通っています。

幹線道路があり、市外勤務者にとっては住みやすい環境となっています。

1.人口推移

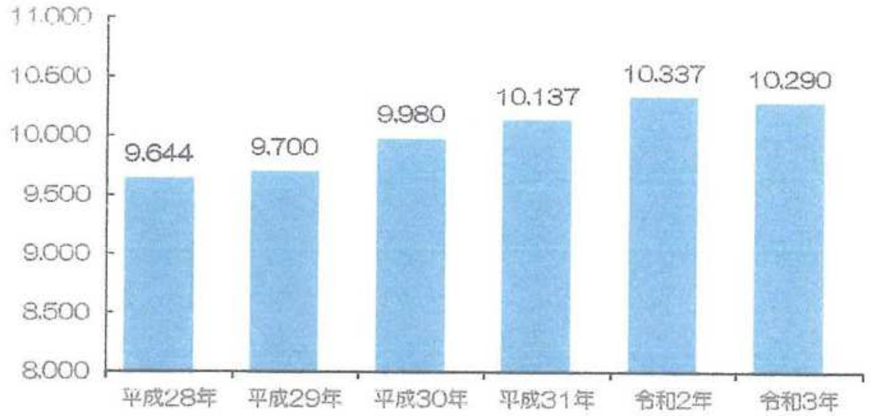

2.外国人人口の推移

・翼地区全体

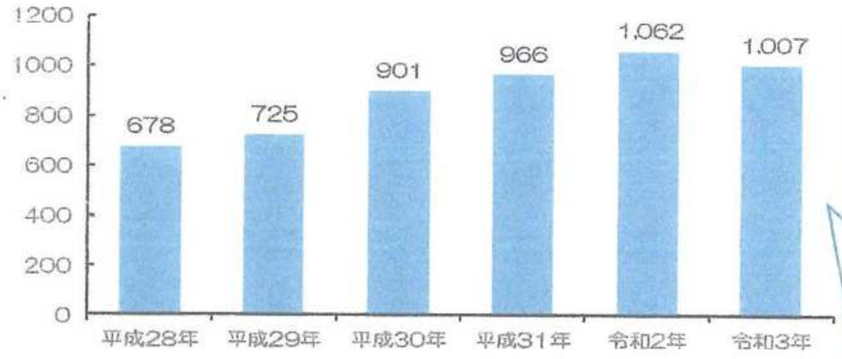

高浜市全体の外国人人口は、3,915人となっており、翼地区は、吉浜地区に次いで高浜市内で２番目に外国人人口が多い。
学区内では特に湯山町の外国人人口が多い。

・翼地区町別外国人人口

・高浜市内の外国人国別割合

3. 翼地区年少人口の推移（14歳以下）

4. 翼地区老年人口の推移（65歳以上）

5. 翼地区生産年齢人口の推移（15～64歳）

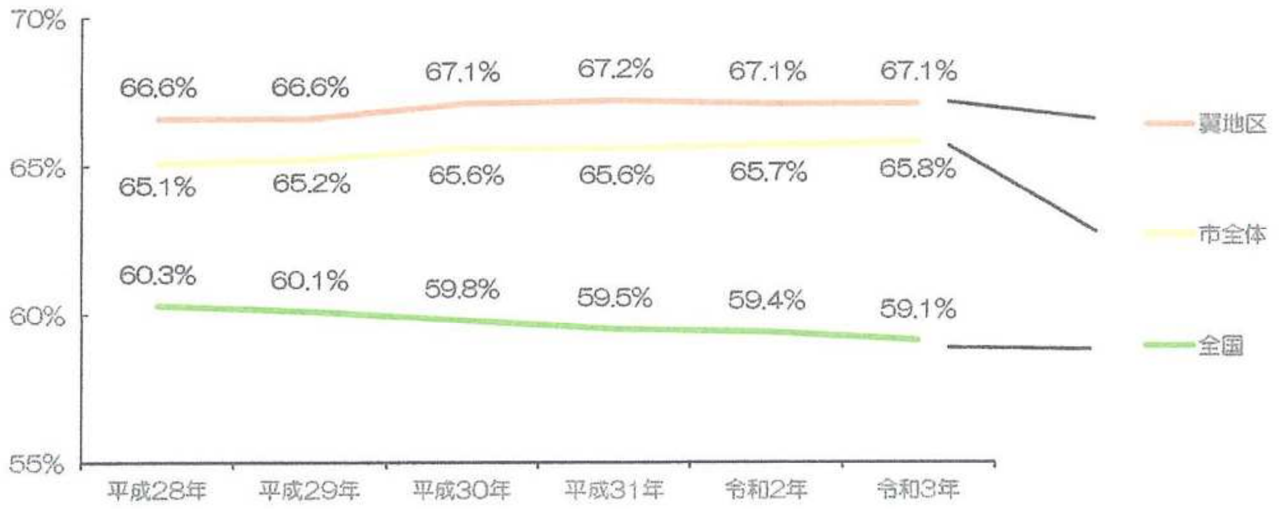

6. 翼地区人口予測（年齢人口別）

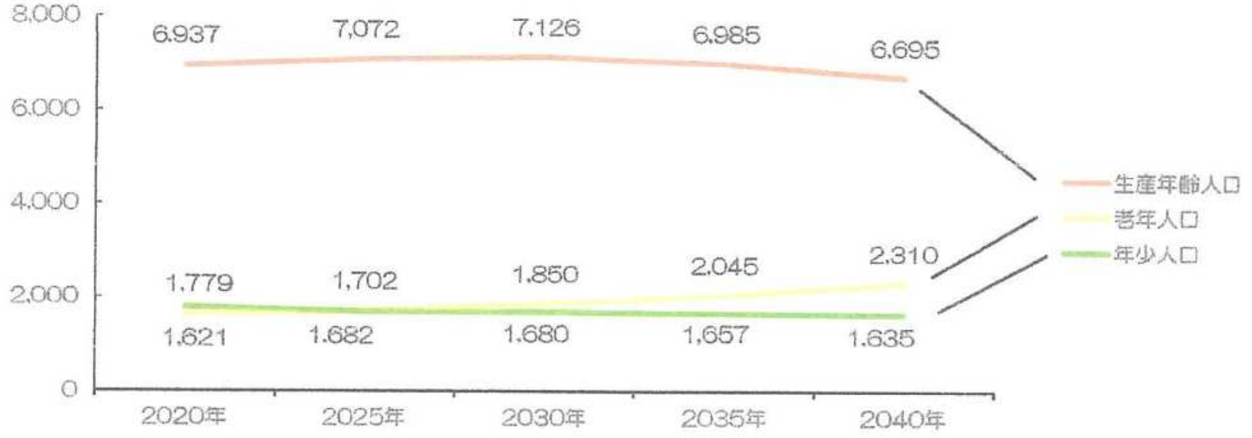

7. 市全体人口予測（年齢人口別）

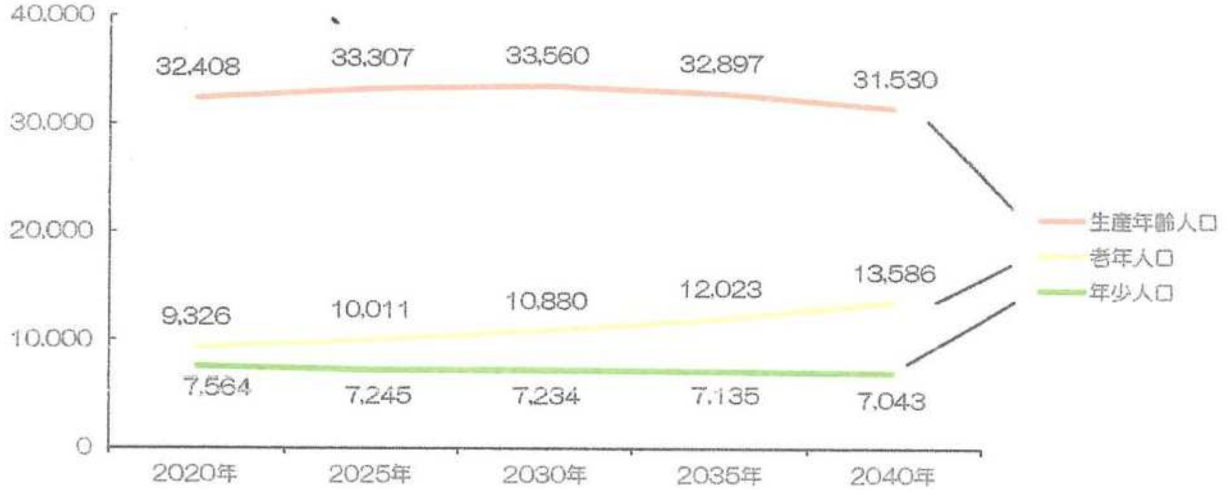

8. 犯罪発生件数

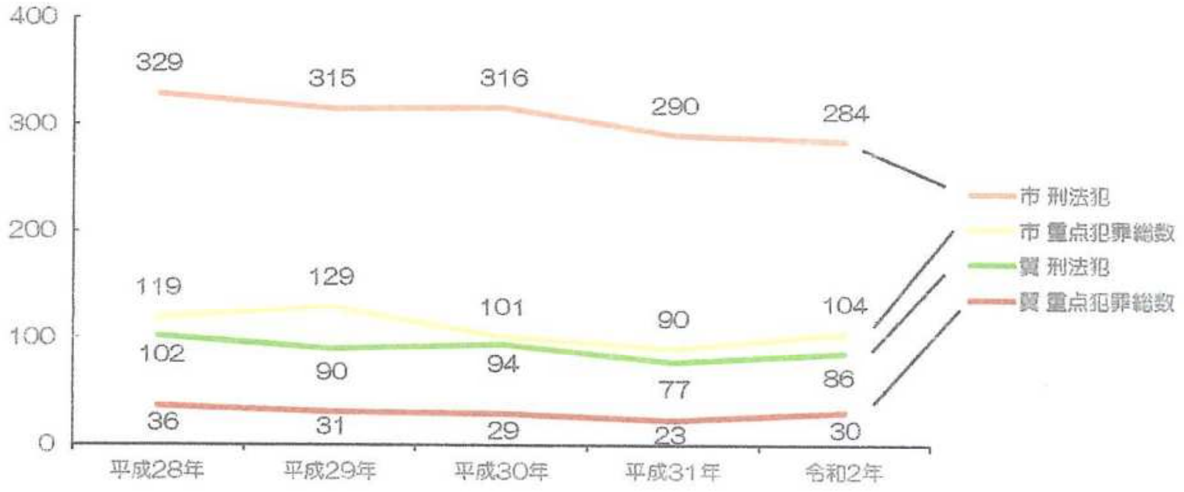

（3）住民が考える翼小学校区の良い点と弱点

☆「まちづくりアンケート」から見る翼小学校区

■実施方法

対象　翼まちづくり協議会　令和２年度と令和３年度評議委員及び特派員、総合政策職員

実施時期　令和３年９月

1．翼まち協で力を入れてほしい分野

・防犯対策に力を入れてほしい人の割合が最も高く、防災対策と高齢者・健康対策と合わせ、従来からの活動が約５０％占めています。

・子供育成分野も力を入れたほうが良いという順位が高い。

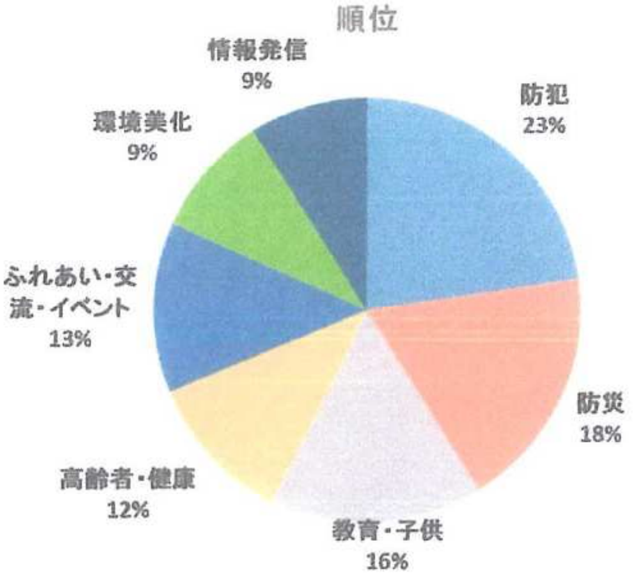

2．アンケートより新たな活動提案（抜粋）

・外国系住民とのふれあい（イベントへの参加等）　21 件
・生涯学習（工場見学等）　10 件
・環境美化活動（公園や歩道のごみ拾い、花を植える等）　29 件
・健康づくり（街中ウオーキング等）　23 件

・街の美化活動と健康作りの提案が多い

・合わせて外国系住民とのふれあいの要望も多い

その他提案
・ドミーなどにまち協の取り組みの掲示をしたらどうか
・他のまち協と合同で活動したらどうか
・分別ごみの勉強会
・地域の挨拶運動
・新住民に対する講演会や体験講座等
・子供と高齢者が交流できるイベントがあるといい
・ペットとのお散歩マナー講習会
・徒歩防犯パトロールに若い女性や子供も参加出るようにしてはどうか
・小さな子供がいる家庭をターゲットにした事業
・交通事故が起きそうな場所の総点検とミラーの設置等
・高齢者対象のスマホ、パソコン講習会
・高齢者の粗大ごみ処理のお手伝い
・翼ふれあいマルシェ（各国の自慢料理等）

3. 翼小学校区の良い点と弱点

翼の良い点

・買い物や外食が便利。
・医療体制が充実している。
・くつろぎを与える公園、緑地がある。
・道路、下水道などの都市基盤が整備され住宅環境がよい。
・子供の数が多い（活気がある）。
・大型店舗等商業施設が多い。

翼の弱点

・学区内に電車の駅がない。
・伝統的文化がない。
・新しいまちであるため顔と顔のつながりが薄く、まちづくり活動に参加する方が少ない。

今後の展望

・安全・安心に関する事業（防犯対策・防災対策）、また新しいまちでつながりがないという課題を解決する「住民相互のふれあい・コミュニケーションづくり」に取り組んできた。これらの活動は継続する。

・住民意識の変化を踏まえ、新たに街の美化、外国系住民とのふれあいに取り組む。

・これまでの活動で地域に愛着を持っている人は増えてきた。今後も継続し、より一層地域への愛着を高めていく。今後はまちづくりに参加する人を増やすことが課題。

・新たな活動を取り組むにあたり、従来の活動を見直し整理していく。

■ 翼小学校区のイメージマップ

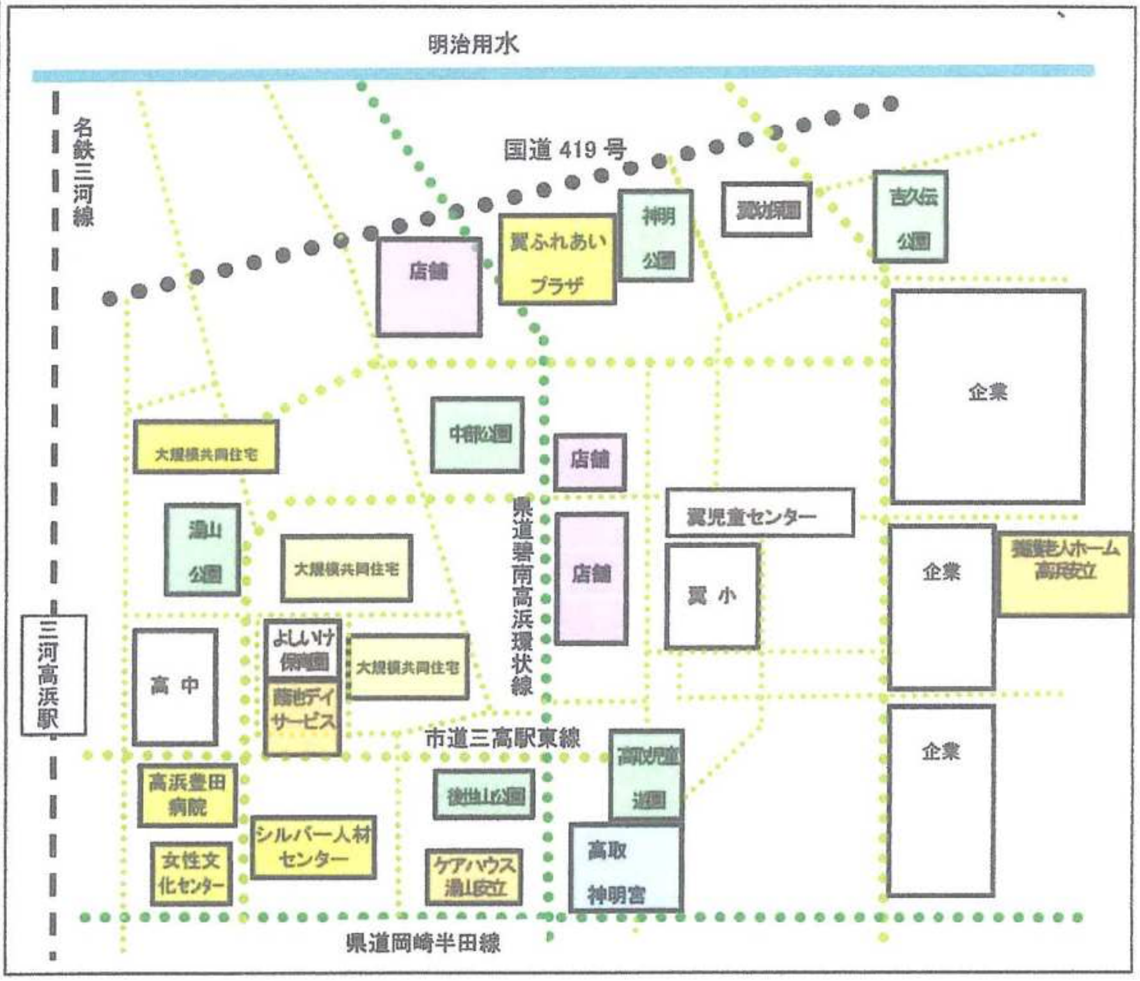

【公共交通機関】（鉄道、駅、バス停）

- 三河高浜駅

【主要道路】（国道、県道、市道）

- 国道４１９号
- 県道碧南高浜環状線
- 県道岡崎半田線

【主要施設】（コミュニティ、教育、福祉、公園 etc.）

- 翼ふれあいプラザ　高浜豊田病院　女性文化センター　翼児童センター
  シルバー人材センター
- 高浜中学校　翼小学校　よしいけ保育園　翼幼保園
- 養護老人ホーム高浜安立　ケアハウス湯山安立　蔭池デイサービスセンター
- 中部公園　神明公園　高取児童遊園　吉久伝公園　湯山公園　後世山公園

【神社】（自然的資源、歴史的資源、文化的資源 etc.）

- 高取神明宮

2．こんな地域になったらいいね！
～翼小学校区の将来像とまちづくりの基本方針～

(1)翼小学校区の将来像

私たちのまち翼小学校区の将来像を「安全・安心に暮らせるまち　翼」とします。

(2)まちづくりの目標と事業

私たちは、翼小学校区の将来像の実現に向けて、防犯・防災活動を通じ安全・安心なまちづくり、さらに「思いやりのあるまち　翼」を目標に文化・体育部会を設けています。

目　標

安全で心豊かな思いやりのあるまち　翼

↑

防　犯　　防　災　　文化・体育

↑

＝ 翼地区の住民がお互いに協力し合い ＝

— 住民相互のふれあいを深め —

— 心の豊かさを実感できる —

— 安全・安心なまちづくり —

３．こんな地域にしていこう！
～翼小学校区のまちづくり戦略～

（１）防犯について

≪事業の方向性≫

○世代間を超えた交流や協力によって、顔見知りのつながりができ、より安心で暮らしやすいまちにしていく。
○個人で行う防犯対策効果は限られていることから、地域の全体での対策を推進していくことにより、一体感をもって防犯対策を行っていく。
○少しずつ防犯事業に対する住民の方の認知度も高まってきたため、時代の変化に対応しながら今後も事業継続していく。

こんなことに取り組んでいきます！　～目指す姿の実現に向けて～

○○○していこう！	例えば、なにを・どのように （取組内容の例）	いつまでに？
地域の目で犯罪をなくそう！	・青色回転灯車両により児童の下校時や夜間に防犯パトロールを実施する。 ・車では入れない暗くて細い道に関しては徒歩によりパトロールを行う。 ・小学生児童に対しての青パトの同乗体験。	継続して取り組む
顔の見えるつながりをつくり犯罪を減らそう！	・通学路の安全確認　児童が安心おじさん、おばさんと一緒に下校し通学路の危険個所や不審者に遭遇した時の対応を考える。 ・児童の登下校時安全見守り　防犯カメラによる見守り。 ・赤色回転灯を一定の期間を目途に各世帯でリレーすることにより、ご近所同士のつながりがうまれ、防犯対策だけでなくコミュニケーションにもつなげる。	継続して取り組む
みんなで防犯・交通安全意識を高めよう！	・子ども１１０番のぼり旗などを設置し、児童が下校時にすぐに駆け込める体制をつくる。 ・自転車の安全な乗り方教室で事故から身を守る ・セルフディフェンス講座の開催　児童を対象に不審者に遭遇した時に自分自身で守るための講習会。 ・防犯、交通安全標語の募集　小学校全児童に対して標語を募集し表彰する。	継続して取り組む

▲通学路の安全確認

▲青パトによるパトロール

▲防犯カメラの設置

▲防犯読み聞かせ教室

▲防犯のぼり旗

▲交通安全教室

犯罪発生件数

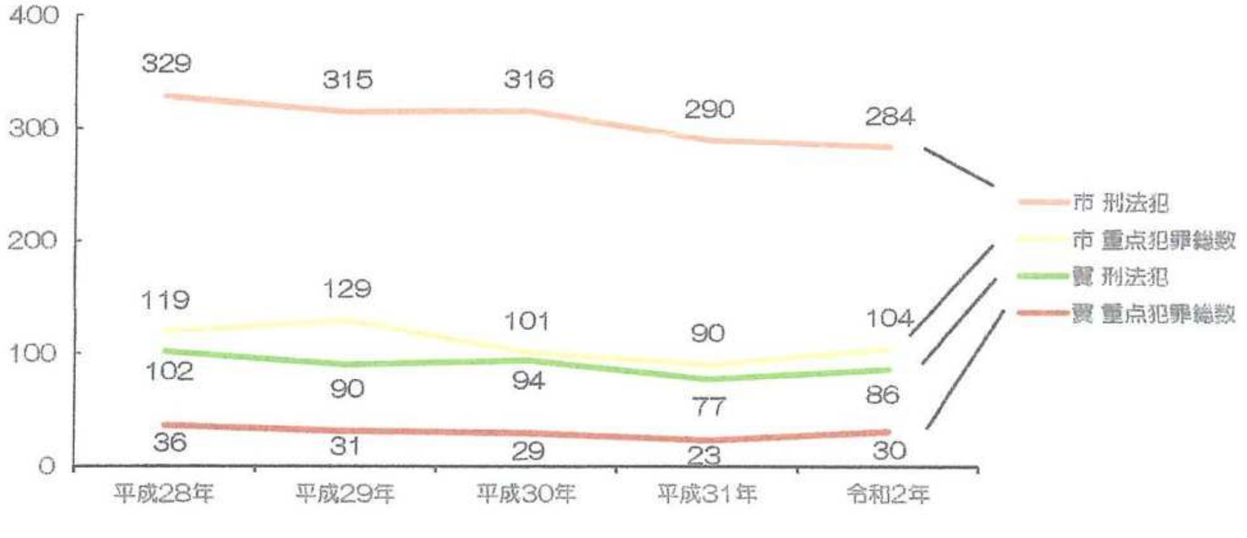

これまで活動してきた

結果,他の活動と合わせ

現在翼学区の人口は平成 28 年比約７％増となっているが、犯罪件数は８％減となっている。

（2）防災について

≪事業の方向性≫

○来るべく大災害に備え地域で常に連帯感をもって防災意識を高めていく。
○年少人口比率が５つの小学校区の中で最も高い地区という強みを活かし、若い世代に活躍の場を与え、災害時自ら判断し動くことのできる人材の養成を行っていく。

こんなことに取り組んでいきます！　～目指す姿の実現に向けて～

○○○していこう！	例えば、なにを・どのように（取組内容の例）	いつまでに？
いざという時の体制づくりをしよう！	・近い将来予想される大災害発生時に対応できるよう、各団体が一堂に集まり訓練を行う。 ・避難所の防災倉庫を活用し、実際に使用する住民による避難所の開設・運営の訓練を実施する。 ・講演会を開催したり、実際に実演してみることにより防災の知識や意識啓発向上を行う。	一部見直し、継続して取り組む（防災訓練は内容を見直し、より実践に近づける）
災害の体験をしよう	・児童の防災体験学習　災害時ライフラインが遮断したことを想定した訓練を行う。 ・起震車体験　起震車による地震体験。	継続して取り組む
世代を超えて協力をしていこう	・防犯・防災運動会については廃止の方向で検討する。	令和４年度に見直したい

▲防災訓練

▲起震車体験

▲ＡＥＤ訓練

（3）文化・体育について

≪事業の方向性≫

○これから貫学区も高齢者が増えていくことから、健康に暮らせるよう考えていく。
○美しい学区を目指して、地域の美化活動に取り組む。
○学区内に多く居住してみえる外国系のかたとの交流をはかる。

こんなことに取り組んでいきます！　～目指す姿の実現に向けて～

○○○していこう！	例えば、なにを・どのように（取組内容の例）	いつまでに？
健康に暮らそう	・男のレシピ料理教室　男性を中心とした料理教室を開催し、手や頭を働かせることにより認知症の予防も同時に行う。 ・認知症予防コグニサイズ体操。	継続して取り組む
ふれあいを育もう	・貫秋の園遊会　中部公園にてお茶会を中心とした園遊会を行う。 ・貫夏まつり　盆踊りや子供によるお店体験、踊りや、楽器演奏等行い地域のふれあいをはぐくむ。 ・カラオケ大会　子供から大人まで参加し自慢の「のど」を競う。 ・ふれあいプラザイルミネーション。	継続して取り組む
新規 きれいな街づくり	・美化活動を進める　道路のごみ拾いや、公園の草取り等の活動を行う。	５年後までに取り組みたい
新規 外国系住民との交流	・学区内に多く居住する外国系住民との交流を図る（各種イベントなどへの参加、各国の料理自慢等）。	５年後までに取り組みたい

▲男のレシピ料理教室

▲コグニサイズ体操

▲カラオケ大会

4. こうやって取り組んでいこう！　～まちづくりの推進体制～

翼まちづくり協議会は、地域の課題解決や魅力・長所を伸ばし育むために、学区内の住民や各構成団体が話し合い、調整・協議をしながら実践をしていく場。住民や各構成団体の持ち味を活かしながら、ヨコにつながり合い、将来像やまちづくり目標の実現に向けて、協働で計画を推進していきます。

✧ **自分たちのまちは、自分たちでつくる【自主性・主体性】**
　「自分ごと」としてまちの今とこれからを考え、自主的・主体的に活動していきます。

✧ **想いを共有し、みんなのために、みんなで取り組む【多様性・民主性・透明性】**
　情報を共有し合い、みんなで少しずつ力を持ち寄り、それぞれの持ち味を活かしながら取り組んでいきます。

✧ **まちづくり協議会と行政との関係【補完性】**
　お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。

■まちづくりの推進体制

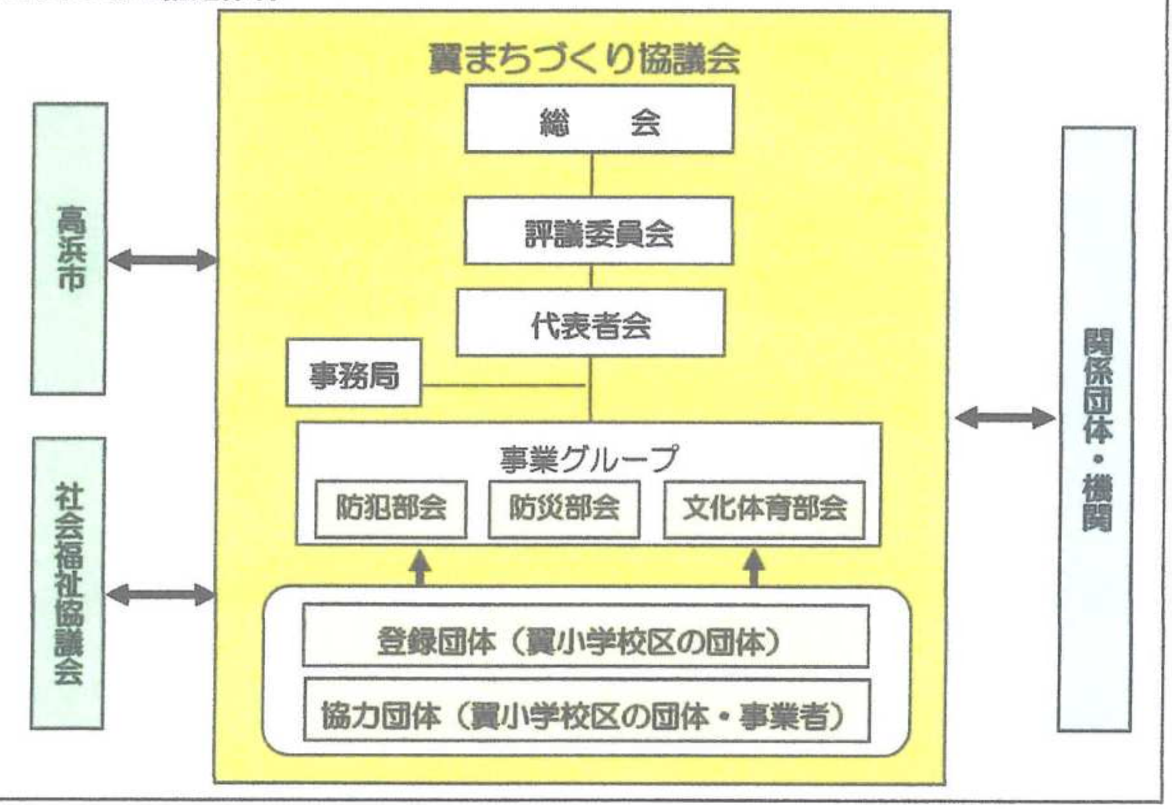

5. 参考資料

（1）地域計画見直しの歩み

令和３年	８月 ３日	第１回　地域計画見直しの進め方議論
	８月２７日	第２回　地域カルテについてアンケート案議論
	９月１３日	第３回　アンケートについて
	１０月１８日	第４回　地域計画見直しについて議論
	１１月 ５日	第５回　現活動の評価と新たな取り組みについて議論
	１１月１９日	第６回　地域計画見直し案議論
	１２月２３日	代表者会議で説明
	１月２７日	評議委員会で説明

（2）地域計画見直し委員会メンバー（令和３年８月）

地域計画見直し委員会のメンバー　◎委員長　○副委員長

氏　名	役職等
◎宮田　克弥	会長
○神谷　忠雄	事務局長
平井　吉弘	副会長兼防犯部会長
北爪　元哉	副会長兼防災部会長
横山　英樹	文化体育部会長
井上　清文	神明町・豊田町内会　会長
有田　閑	湯山町内会　会長
三牧　秀和	高浜中学校 校長
杉浦　圭子	翼小学校　教頭
山本　剛	飛翔の会

氏　名	役職・所属等
深谷　清博	湯山クラブ 会長
吉田　誠	翼豊神会　会長
神谷　巧	事務局次長
野々山　祐司	事務局会計
武内　彩音	まちづくり協議会 特派員
金子　真由	まちづくり協議会 特派員
石倉　侑弥	まちづくり協議会 特派員
榊原　雅彦	総合政策G　GL
祖父江　佑介	総合政策G　主任
嶋本　花凜	総合政策G　主事